

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年7月8日

奈良県知事 山下 真

## 第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札物件名  
吉野保健所医療費助成等事務処理業務委託
- 2 業務の内容
  - (1) 指定難病医療費助成等受付等業務
  - (2) 小児慢性特定疾病医療費助成受付等業務
  - (3) 肝炎医療費助成等受付等業務
  - (4) 風しん・麻しん抗体検査助成等受付等業務
  - (5) 結核指定医療機関の指定等受付等業務
- 3 委託期間  
契約日から令和9年2月28日まで
- 4 履行場所  
奈良県吉野郡下市町新住15番地の3
- 5 その他詳細は、仕様書によります。

## 第2 入札方法

- 1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-26215.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm)から確認できます。）
- 2 郵便入札の可否 否
- 3 その他詳細は、入札説明書によります。

## 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- 3 入札日の時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q6医事業務またはQ7諸サービス小分類⑥人材派遣に登録をしている者であること。
- 4 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- 5 以下のいずれかの認証資格等を有していること。
  - ・ISO/IEC27001 認証（情報セキュリティマネジメントシステム）
  - ・プライバシーマークの付与（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）

## 第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課難病・医療支援係（第6の1で示す場所）に提出しなければなりません。

## 第5 入札日程

- 1 入札説明会 実施しません。
- 2 競争入札参加資格確認申請 令和7年7月25日（金）16時まで
- 3 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）  
令和7年7月31日（木）12時まで
- 4 開札（電子入札システムによる開札）  
令和7年7月31日（木）13時から
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。

## 第6 問合せ先

- 1 入札手続等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課難病・医療支援係（県庁本庁舎3階）  
電話番号：0742-27-8660（ダイヤルイン）
- 2 電子入札システムの操作に関すること  
電子入札総合ヘルプデスク  
電話番号：0570-021-777  
（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））  
Email:sys-e-cydeenaspshelp.rx@ml.hitachi-systems.com

## 第7 その他

- 1 入札保証金  
入札保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。
- 2 入札の無効  
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
  - (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
  - (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
  - (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
  - (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
  - (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
  - (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
  - (8) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札
- 3 契約の不締結  
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
  - (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営

に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者その相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 4 契約の解除

契約締結後、契約者について第7の3（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第7の3（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 5 長期継続契約に伴う予算の減額等

この契約は長期継続契約（契約日から令和9年2月28日まで）として締結するため、翌年度以降の予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除する場合があります。

（契約書記載例）

（予算の減額又は削除に係る契約の解除等）

第〇条 甲（奈良県）は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙（委託会社）に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

2 甲が前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は当該損害の賠償を請求することができる。

#### 6 一括再委託の禁止

契約者は、この契約に係る履行の全部又は本県が仕様書等で指定した主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

契約者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本県の承諾を得なければなりません。

契約者は、再委託する場合には、再委託先にも本契約を遵守させるものとします。再委託先の行為は契約者の行為とみなし、契約者は、再委託先の行為について、本県に対し全ての責任を負うこととします。契約者の責任は契約終了後も有効に存続するものとします。

契約者は、再委託する場合には、契約者が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければなりません。

#### 7 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第6の1にお問合せください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。